

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供に関する協定書（案）</p> <p>（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 本協定において、次の各号に定める用語は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1)公衆無線LANサービス</u></p> <p><u>無線通信を用いて構築した構内ネットワークを経由してインターネットに接続するサービスをいう。</u></p> <p><u>(2)アクセスポイント機器</u></p> <p><u>端末から、無線通信で無線LANに接続するための中継機器をいう。</u></p> <p>（略）</p> <p>（有効期間）</p> <p>第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から<u>その日が属する年度の末日まで</u>とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。</p> <p>（略）</p>	<p>TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供に関する協定書（案）</p> <p>（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 本協定において、次の各号に定める用語は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 公衆無線LANサービス</u> <u>無線通信を用いて構築した構内ネットワークを経由してインターネットに接続するサービスをいう。</u></p> <p><u>(2) アクセスポイント機器</u> <u>端末から、無線通信で無線LANに接続するための中継機器をいう。</u></p> <p>（略）</p> <p>（有効期間）</p> <p>第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から<u>平成28年3月31日</u>までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。</p> <p>（略）</p>	<p>記載方法の見直し</p> <p>記載方法の見直し</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>こと。</u></p> <p><u>(イ) ローミングサービス等により、TOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供できる環境を構築すること。</u></p> <p><u>(2) TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供について</u></p> <p><u>ア 24時間365日(計画による停止・定期保守を除く)接続できること。</u></p> <p><u>イ 同じアクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスが禁止されていること。</u></p> <p><u>3 認証サービス提供事業者が遵守すべき要件</u></p> <p><u>(1) TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供について</u></p> <p><u>ア 国内のサービス事業者と契約していない外国人も含め誰もが無料で利用できること。</u></p> <p><u>イ SSID 選択後、認証画面に表示される利用規約に対する同意ボタンをタップすることにより、インターネットに接続できること。</u></p> <p><u>ウ 認証画面等は、日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語に対応すること。</u></p> <p><u>エ 協議会が指定するSSID「TOYAMA Free Wi-Fi」を用いること。</u></p> <p><u>オ 1回の接続は3時間で、回数に制限がないこと。</u></p> <p><u>カ 24時間365日(計画による停止・定期保守を除く)接続できること。</u></p> <p><u>キ 災害発生時などの非常時には、時間制限なく無料で使えるようサービスを開放すること。</u></p> <p><u>ク 利用時にMACアドレスを取得すること。</u></p> <p><u>ケ 一定期間接続ログを保管すること。</u></p> <p><u>コ 有害サイトのフィルタリングを行うこと。</u></p>	<p><u>と</u></p> <p><u>(7)災害発生時などの非常時には、時間制限なく無料で使えるようサービスを開放すること</u></p> <p><u>(8)利用時にMACアドレスを取得すること</u></p> <p><u>(9)一定期間接続ログを保管すること</u></p> <p><u>(10)同じアクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスが禁止されていること</u></p> <p><u>(11)有害サイトのフィルタリングを行うこと</u></p> <p><u>(12)設置者向けのわかりやすいマニュアルを作成すること</u></p> <p><u>2 対応する端末、OS及びブラウザ</u></p> <p><u>(1)スマートフォン端末・タブレット端末で動作すること</u></p> <p><u>(2)iOS、Android、Windows7,8等標準的なOSで動作すること(iOS、Androidは必須)</u></p> <p><u>(3)Internet Explorer、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari等標準的なブラウザで閲覧・操作できること(Google Chrome、Safariは必須)</u></p> <p><u>(4)特別な設定やプラグイン等が不要な環境で動作すること</u></p> <p><u>3 アクセスポイント機器及びバックホール回線</u></p> <p><u>(1)アクセスポイント機器は、あらかじめTOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供する無線LANコントローラー(以下、「TOYAMA Free Wi-Fi コントローラー」という。)への接続試験を行い、接続可能であったものとする</u></p> <p><u>(2)バックホール回線事業者は限定しないこと</u></p> <p><u>4 TOYAMA Free Wi-Fi サービスへの接続</u></p> <p><u>(1)切れ目のないサービスを提供するため、次のいずれかの方法により、TOYAMA Free Wi-Fi サービスに接続すること</u></p> <p><u>①インターネットを経由して、既存のTOYAMA Free Wi-Fi コン</u></p>	

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>サ 対応する端末、OS及びブラウザは次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) スマートフォン端末・タブレット端末で動作すること。</u></p> <p><u>(イ) iOS、Android、Windows 等標準的な OS で動作すること。(iOS、Android は必須)</u></p> <p><u>(ウ) Google Chrome、Safari、Internet Explorer、Mozilla Firefox、等標準的なブラウザで閲覧・操作できること。(Google Chrome、Safari は必須)</u></p> <p><u>(エ) 特別な設定やプラグイン等が不要な環境で動作すること。</u></p> <p><u>シ 日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に対応した、利用者向けのわかりやすいマニュアルを作成すること</u></p> <p>4 その他</p> <p><u>(1)サービス設備提供事業者および認証サービス提供事業者が遵守すべき要件について、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2)協議会と TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供に関する協定書を締結する際は、協議会に加入すること。</u></p> <p><u>(3)TOYAMA Free Wi-Fi サービスを開始または終了する際は、事前に、施設管理者の同意を得たうえで、別紙1により協議会に報告すること</u></p> <p><u>(4)アクセスポイント機器の利用状況について、毎年度4月末日までに、別紙2により協議会あて年度報告を行うこと</u></p> <p><u>(5)協議会による広報手段（ステッカーの貼付やチラシの配布等）について協力すること</u></p>	<p><u>トローラーに接続すること</u></p> <p><u>②ローミングサービス等により、TOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供できる環境を構築すること</u></p> <p><u>(2)前項に該当しない場合で、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 報告等</p> <p><u>(1)TOYAMA Free Wi-Fi サービス開始前に、施設管理者の同意を得て、サービス開始日を協議会に報告すること</u></p> <p><u>(2)アクセスポイント機器の利用者数等について、協議会に定期的に報告すること</u></p> <p><u>(3)協議会による広報手段（ステッカーやチラシ等）について協力すること</u></p>	<p>例外規定を追加</p> <p>協定を締結した者の協議会への加入を規定</p> <p>サービスを終了する場合の報告を追加</p> <p>報告様式を追加</p> <p>利用状況報告の期日を明記</p> <p>報告様式を追加</p> <p>記載方法を見直し</p>